

各 位

窓口における一部の納付書を使用した 納税業務の取扱終了について

令和6年7月1日以降、窓口(含む渉外、郵送)における一部の納税業務の取扱いを終了させていただきます。当組合では、お客様の利便性を考慮し、自組合にて取扱いのできない納付書については、納付を受け付けることのできる金融機関への取次ぎを行ってまいりましたが、代理での持ち込みができなくなったため、この取扱いを終了させていただきますことになりました。

なお、「口座振替」での納税は引き続きご利用いただけますので、e-TAX・eLTAXを用いたダイレクト納付等と併せてご活用ください。

■当組合が窓口でお取扱いできる納付書

- ・ 神奈川県税
- ・ 横浜市税 (本店営業部のみの取扱い)
- ・ 川崎市税 (川崎支店のみの取扱い)
- ・ 相模原市税 (相模原支店のみの取扱い)
- ・ 平塚市税 (平塚支店のみの取扱い)

以 上